

第1回 熊本都市計画事業
益城中央被災市街地復興土地地区画整理審議会
議案書

日時 平成31年(2019年)1月28日(月)
午前10時30分から
場所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会付議案件

議案第1号 会長及び副会長の選出について

議案第2号 評価員の選任について（同意事項）

議案第1号

会長及び副会長の選出について

標記について、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会議事運営要綱第2条第1項により、会長及び副会長を選出する。

[参考]

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会議事運営要綱
(抜粋)

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長及び副会長の選任において委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推薦の方法を用いることができる。
- 4 会長は、審議会を代表し、議長として議事その他の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

議案第 2 号

評価員の選任について

標記について、土地区画整理法第 6 5 条第 1 項により、熊本県知事から次のとおり付議されたので、審議を求めます。

評価員名簿（50音順）

氏 名	職 名
さかい あきひこ 酒井 章彦	菊陽町税務課長
しおもと かずまる 塩本 一丸	地域鑑定コンサルタント代表
つる まさひこ 水流 正彦	熊本地方法務局次席登記官

【参考】

1 評価員について

土地区画整理法第 6 5 条第 1 項において、「知事は、県が法第 3 条第 4 項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者 3 人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。」と規定されています。

また、当地区においては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例第 2 0 条により、「法第 6 5 条に規定する評価員の定数は 3 人とする。」と定めています。

2 評価員の役割

評価員の役割については、土地区画整理法第 6 5 条第 3 項において、「県は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合又は減価補償金を交付しようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額（中略）を評価しなければならないものとし、その評価については、第 1 項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。」と規定されています。

3 評価員に意見を聴く具体の事項

- (1) 土地評価基準
- (2) 整理前後の路線価指数
- (3) 整理前後の土地及び借地権の存する部分の土地の評価指数（価額）並びに権利価額割合
- (4) 指数 1 個当たりの単価